

自己紹介 資料

自己紹介①

朝日新聞 (87. 9. 27)

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアーチビルズを見て、度肝を抜かれたという。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに對し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、屋間でも少し気味が悪い。

「アーチビルズも、普通の人が住めない超高級マンションができるなど問題はある。しかし、行政主導型の再開発よりは工夫が込まれます」

都市問題研究会の弁護士らと、各地の再開発事業の現地

調査をしたり、全国百三十三箇所のデータを自分の弁護士事務所のパソコンに入力。本來なら、借家人など権利者の

全国の都市再開発の実態を調べた
坂 和 章



ひと

自己紹介②

朝日新聞 (95. 2. 10)

論壇



坂和 章平

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全城六千戸を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作つて計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限（私権の制限）をかけることなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方策を発表した。大阪市の阿倍野再開発事業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民側の代理人をしてきた私はこのようないくには不満であり、私なりの基本方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は被災地全体を震災地域と指定し次の法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）をかけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法的効果を与える必要がある。

について建築制限（私権の制限）を

かけることなどを決めた。西宮市や芦

屋市、淡路島北淡町も同様な方策を

発表した。大阪市の阿倍野再開発事

業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民

側の代理人をしてきた私はこのよう

ないくには不満であり、私なりの基本

方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は

被災地全体を震災地域と指定し次の

法

自己紹介③

朝日新聞 (98.5.12)

論壇 阪神大震災

特集 4年目の課題 (中)

大震災から3年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、④震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地区画整理・再開発事業を実施する地域⑤建設省が定める制度を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域⑥復興促進区域に指定されたものの実態は自力復興に存する白地地域――の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合意契約は「協働のまちづくり」、キーポイントは「まちづくり協議会」であった。

日本の都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性はない。だが、今度の震災では行政自らが施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める段階式をとる。そのため各地域で「まち協」が結成を呼びかけることになった。震災前には土建しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成功は「まち協」の活動いかんだとしても過言ではない。



坂和 章平

都市法体系を国民のものに

他方、新長田・六甲道等の再開発の行方未だ不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビル建て替え、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を保有床を生み出す。これを踏んで事業費を充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをとっている。だが、今日バブル期の発想は通用しない。新長田は低層住宅の密集する約二十数もの既成市街地が商業・

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行

②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③ミニミニハイツの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換れば放棄された白地地区は実に被災地の八

九部だ。自力復興、住民主導のまち

づくりは、言うは易く行は難い。

このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並ぶなど商業計画の不在のなか、入居した商店主らが八四年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪市に抗議した大騒動再開発の苦惱と問題点が再現されるだろう。巨大な器づくりだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づく縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家の現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住

宅供給は量的には驚異的な進展をみ

た。しかし、①仮設からの円滑な移行

②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③ミニミニハイツの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換れば放棄された白地地区は実に被災地の八

九部だ。自力復興、住民主導のまち

づくりは、言うは易く行は難い。

最後に、戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都計画法を核とする都

市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが注目される今こそが絶好の契機だ。(大阪弁護士会弁護士)

自己紹介④

朝日新聞・夕刊 (01.10.12)

朝日21関西スクエアコレーティー

17歳のこころ

坂和 章平 (52)
弁護士



松山にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年、18歳のとき、阪大法学部に入学した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、大学生活に専念した。入ったサーキュルは裁判問題研究会。名前は学究的だが、実際は学生運動活動の巣窟。その影響を受け、以降、私の生活は「活動家」として、カリ版のビラ作りとアジ演説に明け暮れた。

大学の単位などでかうるいもの。リポートはビラ作りも回生未になる悩んだ。俺にはサクライマーははじてもム



19歳の秋ハイキングで
たかわ・しょくろく
金登録。都市問題で活躍。著書に「実況中継おおはりの法と政策」など。

り。いつぞ組合の事従オルグにでも…。運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな途もあるのかじ知り、彼女との交際にケチをつけられた。彼女は学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我妻栄の「債権総論」を購入し、たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「秦治産者」なる言葉も知った。そして受験勉強一年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力と要領だが、この能力は間違いない。少なく学生運動で得たものもルルの新設など司法改革の議論にもその延長線にある。だが私はには、ビラ作りとアジ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはじめにじごく利用があつた。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかにその成果だ。

私の視点 関西スクエア

景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵かかれて切ることとした」との国土交通省の宣言にはびっくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観（まちづくり）条例が、後押ししたのは間違いない。

さかわ しょうへい
坂和 章平 弁護士

住民・自治体で使いこなそう

と使いこなすか、住民市町村は早急に法の理解を深め、6ヶ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景觀整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景觀地区内でデザイン、色彩など形態意

匠が規制できる。都市再開発に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは実。また、屋根の形をそえたり、黒壁に統一したりする」ことも可能だ。

景観計画区域では届け出・勧告制だが、変更命令もある。景観地区はもとと詳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされることは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

こと。従来の景観条例の多くは法的強制力に乏しい自主条例だったが、景観法が定める23(試算による)の条項を根拠に新たな委任条例が制定できる。

商業地域以外のパチンコ店建設を禁じた市独自の条例に基づいて、兵庫県宝塚市が業者に建設の中止を求める訴訟を起こして敗訴したことがあつたが、これも過去の話となるはずだ。

財源移譲をめぐりて国と自治体は綱引きの最中だが、景観に関しての権限移譲は景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。くれぐれも宝の持ち腐れにしてはいけない。

松山出身のまちづくり弁護士 坂和 章平さん(55)

中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交えながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できぬ。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組むようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によつて、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

「青年の夢 育つまちを」

同市の繁華街に近い渋町2丁目で育った。近くの映画館で3本立て55円の映画を見て、道後温泉に自転車で通う少年時代。梅津寺の遊園地に電車に約20分乗つて行くのがの



が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車に20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあつた司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかつた。「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車で通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」（神野 武美）



坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といつても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通して、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中心とし、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地区画整理法が定める土地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

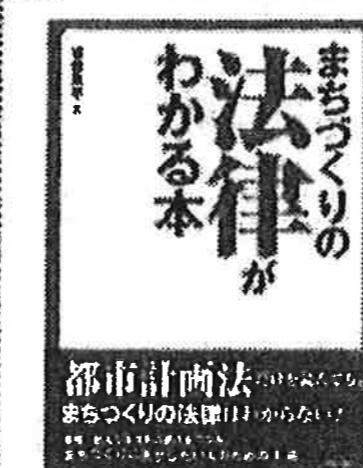
さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靭化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の粗い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っているながら、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436



まちづくりの法律
わかる本

都市計画法

まちづくりの法

わからない

まちづくりの法

自己紹介⑪

坂和年表 2020 —71歳の年表から何を?—

	坂 和	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映 画
1945(S20)年		・1945(S20)年8月15日 終戦		・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行	・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年)
1949(S24)年 【誕生】	・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生		・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年~1953年 朝鮮戦争		・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年)
1959年(S34)年 【10歳】	・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋	・1954年12月~1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣~第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件	・1953年7月~1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年~1977年 文化大革命	・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年)
1969年(S44)年 【20歳】	・1968年4月~1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年~74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳)	・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山莊事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック	・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件	・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定 (1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 土地利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年)
1979年(S55)年 【30歳】	・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階)	・1976年2月 ロッキー事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曾根アーバンルネッサンス。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アーフィルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生	・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故	・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曾根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張藝謀監督『紅いコーリヤン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ
1989年(H元年) 【40歳】	・1988年12月 事務所移転(アクセスビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件	・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベレリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年~1995年 ボスニア紛争	・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化。特別用途地域の追加8→10、②市町村マスターープランの創設、③地区計画に誘導容積率と容積率正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・侯孝賢監督『非情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円
1999年(H11)年 【50歳】	・2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) ・2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論 ・2002年6月 シネマリームI出版。以降、2019年12月までに45巻 ・2007年10月 北京電影学院で特別講義 ・2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会う	・2001(H13)年4月 小泉内閣発足 ・2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人	・2001年9月11日 世界同時多発テロ ・2008年9月15日 リーマンショック	・2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) ・2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 ・2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 ・2002(H14)年 構造改革特区法制定 ・2004(R16)年 景観法制定 ・2005(H17)年 土地形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) ・2008(H20)年 歴史まちづくり法制定	・『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) ・『山の郵便配達』(中国・99年)
2009年(H21)年 【60歳・還暦】	・2010年1月 白内障手術 ・2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談	・2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦)	・2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動) ・2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVS トランプ)→トランプ大統領就任	・2011(H23)年 総合特区法制定 ・2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定 ・2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正	・『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年)

	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月 北京電影学院“実驗电影”学院賞の授賞式 ・2016年9月 直腸ガン手術(67歳) ・2017年11月 胃ガン手術(68歳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年 裁判員制度開始 ・2011(H23)年3月11日 東日本大震災 ・2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ) ・2014年~2016年 広島市土砂灾害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震 ・2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決 ・2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生 ・2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝 ・2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣 ・2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主义思想」を党規約に明記 ・2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正 ・2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靭化関連三法の制定、国家战略特区法制定 ・2014(H26)年 空き家対策特措法制定 ・2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域) ・2015(H27)年9月 安全保障関連法成立 ・2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定 ・2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定 ・2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円 ・是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞
2019年(R元年) 【70歳・古希】		<ul style="list-style-type: none"> ・2019(R1)年10月 台風19号 ・2019年10月22日 新天皇即位 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月~ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ 		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り寅さん』
2020年(R2年) 【71歳】		<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年3月 東京オリンピック延期決定(2021年7月23日~) ・2020年2月 新型コロナウイルスでクルーズ船が横浜港停泊 ・2020年4月7日 政府が新型コロナウイルスで緊急事態宣言発令(5月解禁) ・2020年7月5日 東京都知事選挙 ・2020年8月28日 安倍総理が辞任表明 ・2020年9月16日 普内閣誕生 ・2020年11月1日 大阪都構想住民投票 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年1月11日 台湾総統選挙 ・2020年1月 中国の武漢で新型コロナウイルス発生 ・2020年1月31日 イギリスがEU離脱 ・2020年6月30日 中国で香港国家安全法案可決 ・2020年11月3日 アメリカ大統領選挙(トランプVSバイデン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年6月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律制定(頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る) ・2020(R2)年6月 第10次地方分権一括法制定(都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポン・ジュノ監督『パラサイト 半地下の家族』(19年)…米アカデミー賞最多4冠
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2025年 大阪万博開催 ・2025年 IR大阪夢洲で開業(?) ・2025年 大阪都と特別区の実現(?) 			
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?) 			

『男はつらいよ 50 お帰り寅さん』(2020年正月公開)

山田洋次 監督作品

(1969年から2019年の50年間) 1997年 渥美清死去

1961 二階の他人	1972 故郷	1981 男はつらいよ 寅次郎紙風船	1993 男はつらいよ 寅次郎の縁談
1963 下町の太陽	1972 男はつらいよ 寅次郎夢枕	1982 男はつらいよ 寅次郎あじさいの恋	1994 男はつらいよ 拝啓車寅次郎様
1964 馬鹿まるだし	1973 男はつらいよ 寅次郎忘れな草	1982 男はつらいよ 花も嵐も寅次郎	1995 男はつらいよ 寅次郎紅の花
1964 いいかげん馬鹿	1973 男はつらいよ 私の寅さん	1983 男はつらいよ 旅と女と寅次郎	1996 学校II
1964 馬鹿が戦車でやって来る	1974 男はつらいよ 寅次郎恋やつれ	1983 男はつらいよ 口笛を吹く寅次郎	1996 虹をつかむ男
1965 騒の旗	1974 男はつらいよ 寅次郎子守唄	1984 男はつらいよ 夜霧にむせぶ寅次郎	1997 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花 特別篇
1966 運が良けりや	1975 男はつらいよ 寅次郎相合い傘	1984 男はつらいよ 寅次郎真実一路	1997 虹をつかむ男 南国奮斗篇
1966 なつかしい風来坊	1975 同胞	1985 男はつらいよ 寅次郎恋愛塾	1998 学校III
1967 九ちゃんのでっかい夢	1975 男はつらいよ 葛飾立志篇	1985 男はつらいよ 柴又より愛をこめて	2000 十五才 学校IV
1967 愛の讃歌	1976 男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け	1986 キオマの天地	2002 たそがれ清兵衛
1967 喜劇 一発勝負	1976 男はつらいよ 寅次郎純情詩集	1986 男はつらいよ 幸福の青い鳥	2004 隠し剣 鬼の爪
1968 ハナ肇の一発大冒険	1977 男はつらいよ 寅次郎と殿様	1987 男はつらいよ 知床暮情	2006 武士の一分
1968 吹けば飛ぶよな男だが	1977 幸福の黄色いハンカチ	1987 男はつらいよ 寅次郎物語	2008 母べえ
1969 喜劇 一発大必勝	1977 男はつらいよ 寅次郎頑張れ!	1988 ダウンタウンヒーローズ	2010 おとうと
1969 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 寅次郎わが道をゆく	1988 男はつらいよ 寅次郎サラダ記念日	2010 京都太秦物語
1969 続 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 嶺の寅次郎	1989 男はつらいよ 寅次郎心の旅路	2013 東京家族
1970 男はつらいよ 望郷篇	1979 男はつらいよ 翔んでる寅次郎	1989 男はつらいよ ばくの伯父さん	2014 小さいおうち
1970 家族	1979 男はつらいよ 寅次郎春の夢	1990 男はつらいよ 寅次郎の休日	2015 母と暮せば
1971 男はつらいよ 純情篇	1980 遙かなる山の呼び声	1991 息子	2016 家族はつらいよ
1971 男はつらいよ 舞闘篇	1980 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花	1991 男はつらいよ 寅次郎の告白	2017 家族はつらいよ2
1971 男はつらいよ 寅次郎恋歌	1980 男はつらいよ 寅次郎かもめ狀	1992 男はつらいよ 寅次郎の青春	2018 妻よ薔薇のように 家族はつらいよⅢ
1972 男はつらいよ 柴又慕情	1981 男はつらいよ 浪花の恋の寅次郎	1993 学校	2019 男はつらいよ お帰り寅さん

筒美京平さんが 箇手がけた主なヒット曲

カツコ内|歌手



۱۱۴



八



100



好んでのとて

箇美サウナに魅せられて

シングル総売り上げ60万枚 作曲家1位

作曲家の筒美京平さんが7日死去した。歌謡曲の世界に徹底して研究した洋楽のサウンドを取り入れ、日本のポップス界に新しい地平を開いた。斬新でありながらどこか儂かしい哀愁があるメロディーは聞く人の琴線に触れ、日本歌謡・ポップス史に燐然として輝くヒット曲を数多く生み出し続けた。▶1面参照
明るいメジャーコードとぐぐっと哀愁のあるマイナーコードを巧みに行き来しながら、感情を揺さぶるメロディーだった。オリコンチャートに上り続ける作曲したフル歌曲曲の総売り上げはこれまで60万枚で、日本の歴代作曲家で1位に位置する。

- | | |
|---|--------------------|
| (いしだあゆみ)① | 69年 「サザエさん」(宇野ゆう子) |
| 70年 「雨がやんだら」(朝丘雪路) | |
| 71年 「17才」(南沙織)②、「真夏の出来事」(平山三紀)、「また違う日まで」(尾崎紀世彦)③、「さらば恋人」(堺正章)④ | |
| 73年 「わたしの姫は左きき」(麻丘めぐみ)、「赤い風船」(浅田美代子) | |
| 75年 「ロマンス」(岩崎宏美)、「木縄のハンカチーフ」(太田裕美)⑤ | |
| 78年 「飛んでイスタンブル」(庄野真代) | |
| 79年 「魅せられて」(ジュディ・オング)⑥、「日曜日はストレンジャー」(石野真子)、「セクシャルバイオレットNo.1」(桑名正博)⑦ | |
| 80年 「スニーカーぶる~す」
(近藤真彦) | |
| 81年 「センメンタリ・ジャーニー」
(松本伊代) | |
| 85年 「なんてたってアイドル」(小泉今日子)、「卒業」(斎藤由貴) | |
| 86年 「WAKUWAKUさせて」(中山美穂)、「1986年のマリン」(本田美奈子) | |
| 88年 「抱きしめてTONIGHT」(田原俊彦) | |
| 95年 「強い気持ち・強い愛」(小沢健二) | |
| 2003年 「AMBITIOUS JAPAN」
(TOKIO) | |

時代に、青山学院大学に入学し、ジャズに傾倒。大學生の先輩で作詞家の橋本淳に誘われ、作曲家を志した。レコード会社・日本グラモフォン(当時)の社員を務めながら、作曲家のすきゅましきうちの家に行き、日々作曲を学んだ。

戦略家でもあった。大島のレコードを買ひ込み、コリクボサノバ・ジナズ、ソウルなど、様々な洋楽を研究。どうやって日本でヒットさせるかを考え続けた。

し続けた。阿久悠と生み出した尾崎紀世彦「また逢日まで」(71年)、松本の太田裕美「木綿のハンチーフ」(75年)などは朽の名作として名高い。80年代に入ると、近藤孝行、小泉今日子、中山美穂、田原俊彦といったアイドルたちにもヒット曲を輩出。

音楽評論家の小倉エリさんは「洋楽ボーナスの取り入れ方は、その後の日本の歌謡曲のスタンダードになってしまった。」と云ふ。歌謡曲は「幾つも」いつぞやの名曲

箇美京平さんが
手がけた主なヒット曲

かしこ内は歌手

1968年「ブルー・ライト・ヨコハマ」
(いしだあゆみ)①

69年「サザエさん」(宇野千鶴子)

70年「雨がやんだら」(朝丘雪路)

71年「17才」(南沙織)②、「真夏の出来事」(平山三紀)、「また違う日本まで」(尾崎紀世彦)③、「さらば恋人」(堺正章)④

73年「わたしの彼は左きき」(麻丘めぐみ)、「赤い風船」(浅田美代子)

75年「ロマンス」(岩崎宏美)、「木縁のハンカチーフ」(太田裕美)⑤

78年「飛んでイスタンブール」(庄野真代)

79年「魅せられて」(ジュディ・オング)⑥、「日曜日はストレンジャー」(石野真子)、「セクシャルバイオレットNo.1」(桑名正博)⑦

90年代「アニー・カーラジニア」

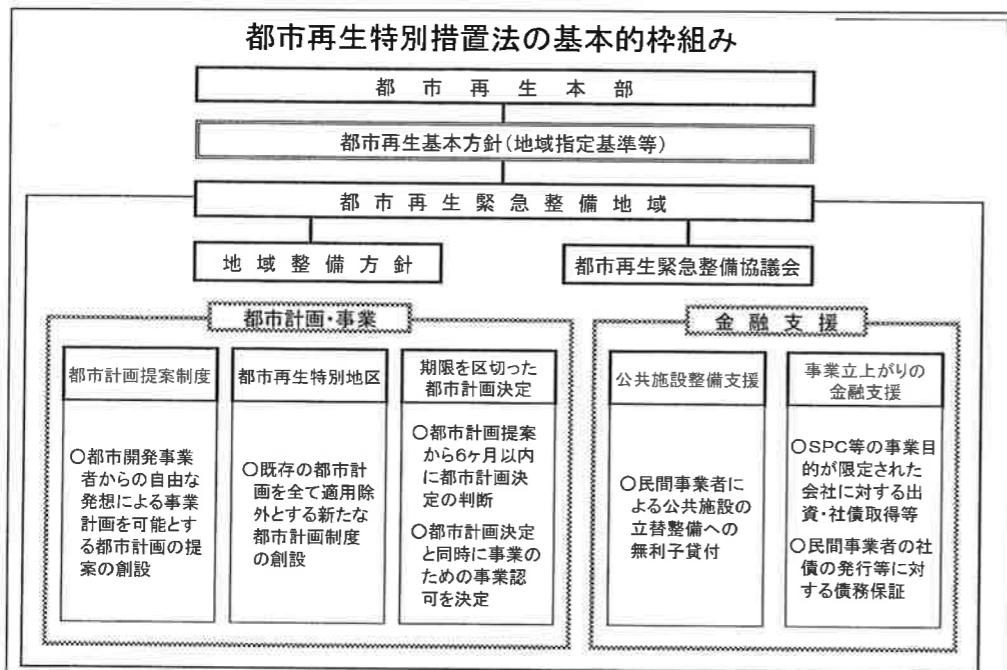
- | | |
|--|---|
| (近藤真彦) | 81年 「センチメンタル・ジャーニー」
(松本伊代) |
| 85年 「なんてたつてアイドル」(小泉
今日子)、「卒業」(斎藤由貴) | 86年 「WAKUWAKUさせて」(中山美
穂)、「1986年のマリン」(本田
美奈子) |
| 88年 「抱きしめてTONIGHT」(田原俊彦) | 95年 「強い気持ち・強い愛」(小沢健二) |
| 2003年 「AMBITIOUS JAPAN」
(TOKIO) | 114.....日本コロムビア提供
12567.....ソニーミュージック提供
13.....ユニバーサルミュージック提供 |

「一步先行く曲」

は、これからも歌い続けて
いかれるでしょ」とコメ
ント。「センチメータル・ジ
ャー二一」の松本伊代さん
(58)は自身のインスタグラ
ムにこう記した。「偉大な
先生 天国でも素敵なお口
笛を作り続けて下さい」

第3編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み(令和2年7月現在)



法令資料③

都市再生特別措置法の平成17年改正、平成19年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成24年改正の概要

表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

改 正 の 概 要	
H17年 改正	<p>①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。</p> <p>②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。</p>
H19年 改正	<p>①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長</p> <p>②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長</p> <p>③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができ、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定することができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。</p>
H21年 改正	<p>①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設</p> <p>②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設</p> <p>③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ</p>
H23年 改正	<p>①特定都市再生緊急整備地域制度の創設</p> <p>②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域(特定地域)として政令で定める。</p> <p>③整備計画の作成及びその実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。 ・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定期及び施行予定期である期間を定めることができる。 ・整備計画に記載された下水処理利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取り出し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。 ・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があったものとみなす。 <p>④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。</p> <p>⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築等を建築できる。</p> <p>⑥都市再生事業等の推進(国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付による支援を行う。)</p> <p>⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設</p> <p>⑧道路占用許可基準の特例</p> <p>道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること)の適用を除外</p> <p>⑨都市利便増進協定制度の創設</p> <p>⑩都市再生整備推進法人制度の拡充(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加)</p> <p>⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長</p>
H24年 改正	<p>①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示</p> <p>②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成</p> <p>③都市再生安全確保計画に係る特例</p> <p>④認定等に係る手続の特例</p> <p>協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があったものとみなす。</p> <p>⑤容積率の特例</p> <p>都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。</p> <p>⑥都市公園の占用の特例</p> <p>協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があつた場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。</p> <p>⑦都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設</p>

法令資料④

都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

表 1 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

趣旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

背景

我が国的地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

都市再生特別措置法の改正の概要

(1) 立地適正化計画

- ① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- ② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。
 - ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するため市町村が講ずべき施策
 - ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 等

(2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

(3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

法令資料⑤

立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 2 立地適正化計画

【立地適正化計画】（都市再生特別措置法 81 条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
 - 立地適正化計画は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスター・プランとして機能する市町村マースタープランの高度化版である。
 - 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。
- 【区域】（必須事項）
- ・ 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となる。
 - ・ また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
- 【基本的な方針】（必須事項）
- ・ 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

【立地適正化計画に設定する区域】

都市機能誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 3 号）

- 区域の設定（必須事項）
 - ・ 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- 誘導施設（必須事項）
 - ・ 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

居住誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 2 号）

- 区域設定（必須事項）
 - ・ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

跡地等管理区域（都市再生特別措置法 81 条 8 項）

- 区域の設定（任意事項）
 - ・ 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法 81 条 5 項 1 号）

- 区域の設定（任意事項）
 - ・ 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

法令資料⑥

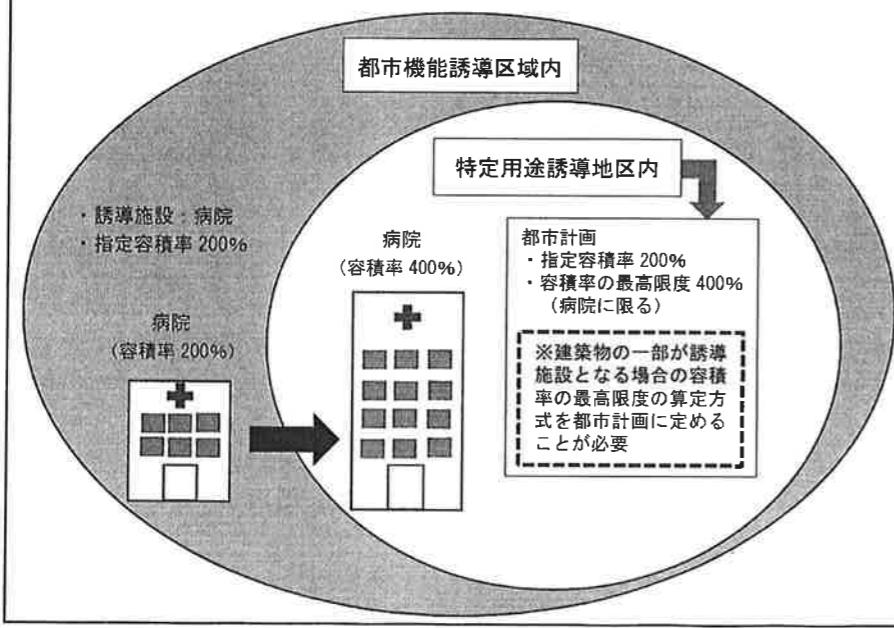
特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法109条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
→ 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
→ 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
→ 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



法令資料⑦

都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。
…「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（→平成34年3月31日まで）
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設の所有者による協定制度の創設（承継効付き）



【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮
(特定地域: 45日→1月、緊急地域: 3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

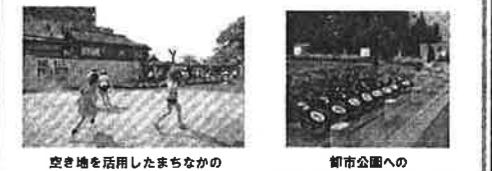
【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区的追加など市街地再開発事業の実行要件を見直し



【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加

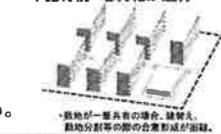


【住宅団地の再生】

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を実行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2／3合意での事業推進を可能とする。

◇施行前 老朽化が進行



◇施行後 再生事業の円滑な推進



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るために制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

法令資料⑧

都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール

⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスponジ化※

※都市のスponジ化：都市の内部で空き地、空き家等の底本利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象

- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)

- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003→2013年)

・生活利便性の低下

・治安・景観の悪化

・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スponジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

・地権者の利用動機の乏しさ
→低未利用地のまま放置

・「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ

行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスponジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置づけ

法案の概要

都市のスponジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心)

コーディネート・土地の集約

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設

- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成

* 所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

[税]登録免許税・不動産取得税の軽減



○都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

[税]所得税等の軽減

○土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

[予算]都市開発資金貸付け
[都市開発資金の貸付けに関する法律]

○市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を質く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

(KPI)・ 低未利用土地権利設定等促進計画の作成: 約35件(2019~2023 [2019:3件 → 2023:15件])

・ 地域誘導促進施設協定の締結: 約25件(2019~2023 [2019:3件 → 2023:10件])

⇒ 地立適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合: 7割以上

法令資料⑨

都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが緊急の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

→ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靭化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォーラム・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアへの移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

[都市計画法、都市再生特別措置法]

■災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

■災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 灾害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

[予算]防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援

[予算]公共交通リバーシブルへの交付金等による支援

[税制]公共交通を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進
*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



■「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 宮民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

[予算]公共交通リバーシブルへの交付金等による支援
[税制]公共交通を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○「まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)

[予算]宮民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
[予算]都市再生推進法人への低利貸付による支援

■居住工場の環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

(KPI) 防災指針の作成: 約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)

(2021年~2025年 [2021年:100件 → 2025年:600件])

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数: 2025年度までに100市町村以上

第4編 近時の重要な法改正 資料

法令資料⑩

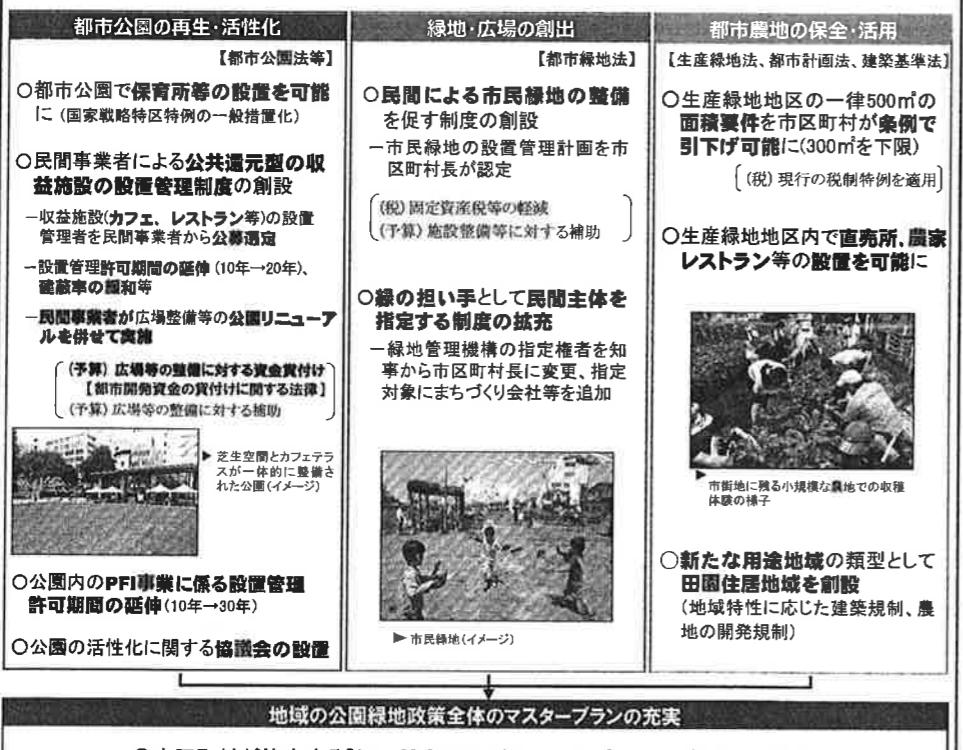
都市緑地法等の平成28年改正の概要

●都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - －景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓量的課題　－一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - －これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓質的課題　－公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かなまちづくりを実現

(KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])
民間主体による市民緑地の整備 約 70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

法令資料⑪

田園住居地域の概要（H28年都市計画法の改正で創設）

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行について

田園住居地域の創設

国土交通省

【平成29年5月12日公布、建築基準法関係部分 平成30年4月1日施行】

背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ（都市農業振興基本計画）
- マンション等の建設に伴う農業環境の悪化
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない

目的

- 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と農業環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（300m）を想定以上の開発等は、原則不許可

建築規制

- 低層住居専用地域に建築可能なもの
 - ・住宅、老人ホーム、診療所等
 - ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店、サービス業店舗等（150m以内）
- 農業用施設
 - 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500m以内）
 - ：農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
 - 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - ：苦しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものを除く。
 - ※原動機の出力の合計が、
〔平成20年国土交通省告示第236号〕
2KWを超えるもの（米・大豆等の乾燥、茶の精錬に供する建築物）
 - 4KWを超えるもの（米等のみみすりに供する建築物）
 - 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの：農機具収納施設等
- 形態規制 低層住居専用地域 容積率：50～200%、建蔽率：30～60%
 - 地域と同様 高さ：10m or 12m 等
- ※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず常農維持可能



法令資料⑫

特定生産緑地制度の概要（H28年生産緑地法の改正で創設）

国土交通省

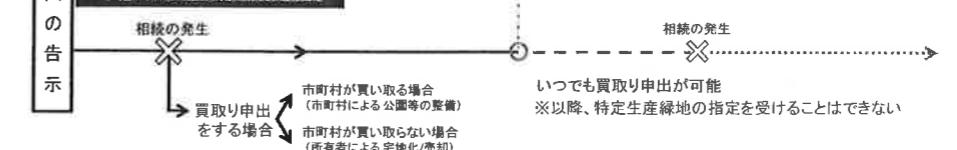
生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向に基く、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

(H4)



特定生産緑地に指定されない場合



法令資料⑬

所有者不明土地対策特措法の概要

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地(※)が全国的に増加している。
(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地
- 今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

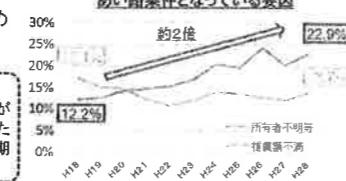
経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年5月9日閣議決定)(抜粋)

- ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約20%(所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義)：0.41%(所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において 多い課題となっている要因



法案の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模などを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

- ① 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化(所有権の取得)
 - 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)
- ② 地域福利増進事業の創設(利用権の設定)
 - 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
 - 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求める場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)
(※)照会の範囲は親族等に限定

- ① 土地等権利者関連情報の利用及び提供
 - 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設
- ② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例
 - 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設(※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヶ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

法令資料⑭

都市農地賃借法の概要

都市農地の賃借の円滑化に関する法律案の概要

制度創設の背景及び趣旨

課題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地(生産緑地地区※の区域内の農地)については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための賃借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律案の目的

都市農地の賃借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する

※ 生産緑地地区

- ・原則30年間の開発行為の規制
- ・30年経過後の10年ごとの延長制度(特定生産緑地)

具体的なスキーム

現状

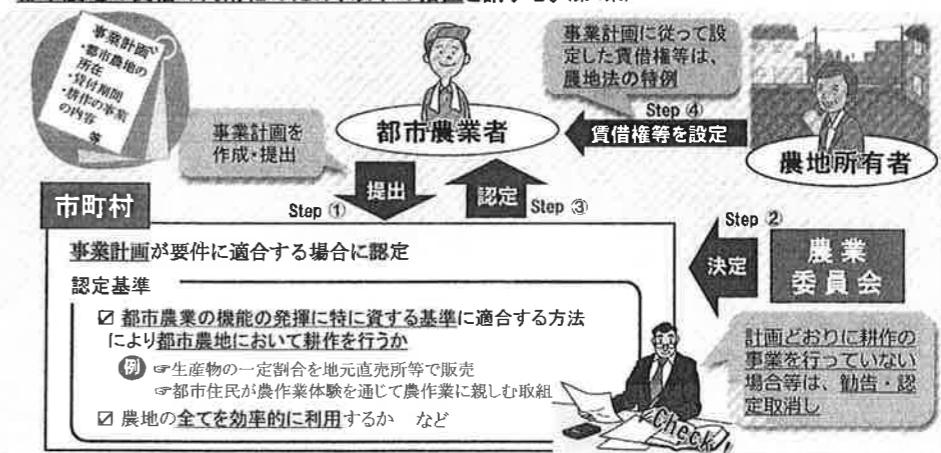
都市住民に新鮮な農産物をもっと届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない



期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事が許可を受けた上で、期間満了の1年前から6ヶ月までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、從前と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる(賃借契約が更新される(農地法第17条))。

[※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしてはならない。(農地法第18条)]

○ 都市農地の賃借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。(第4条)



農地法の特例

(第8条)

▶ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃貸借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。

第5編 近時のトピックス 資料

都市機能をより中心に集める

市街化区域
(都市開発ができるエリア)

都市機能誘導区域
医療・福祉・教育文化、
子育て・地域交流など

市街化区域面積の
10%以下

人口減や高齢化社会に備え、住居や商業地を街の中心部に集めるコンパクトシティー計画を進める全国269市町の9割超の248市町が、居住誘導区域に災害リスクのあるエリアを含めていることが国土交通省の調査でわかった。土砂災害などで住民の生命が危うくなれば、居住誘導区域を含んでいた例もあり、国交省は今後、街づくりの運用指針を見直し、特に危険なエリアの除外徹底などを求めた。

トピックス②

読売新聞 2019(令和元)年9月2日

災害リスクのある居住誘導区域



国交省は7月末、コンパクトシティーの設計図となる「立地適正化計画」を策定した全269市町に対し、居住誘導区域に災害リスクを含んでいた例もあり、国交省は今後、街づくりの運用指針を見直し、特に危険なエリアの除外徹底などを求めた。

（関連記事29面）

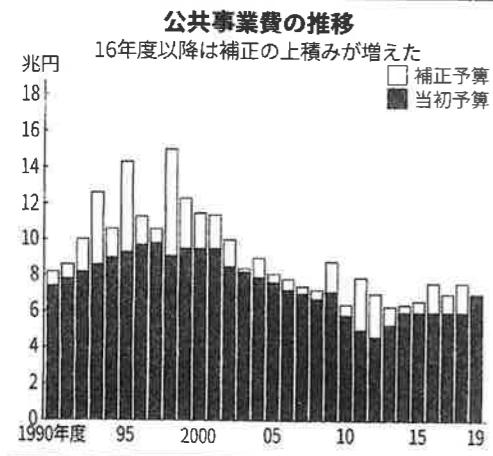
人口減や高齢化社会に備え、住居や商業地を街の中心部に集めるコンパクトシティー計画を進める全国269市町の9割超の248市町が、居住誘導区域に災害リスクのあるエリアを含めていることが国土交通省の調査でわかった。土砂災害などで住民の生命が危うくなれば、居住誘導区域を含んでいた例もあり、国交省は今後、街づくりの運用指針を見直し、特に危険なエリアの除外徹底などを求めた。

（関連記事29面）

国土強靄化 強まる推進論



台風19号の被害対応で、安倍首相に自民党の提言書を手渡す二階幹事長（左から2人目）ら党幹部（29日、首相官邸）



長は29日、首相官邸で安倍晋三首相に台風被害を受けた対応強化を申し入れた。首相は生活支援ページを週中にもどりまとめたい」と予備費を活用した包括的な支援策を急ぐ考え方を示した。

二階氏はこれに先立つ記者会見で、国土強靭化計画について「3年で全て解決するわけではなく、うよう対応していきた」と強調した。

政府は18年12月、西日本対策のうち、堤防のかさ

震災を踏まえ「防災・減災・国土強靭化のための3ヵ年緊急対策」を閣議決定した。約120の河川の堤防のかさ上げや、大規模停電の防止などを計画で総事業費で約7兆円を投じ、うち国費は3兆円で、総事業費は3兆円台半ばと決めた。

与党内では、まず3ヵ年計画を前倒しで進めるべきだとの主張が大勢だ。政府は160項目の

与党内で3カ年計画延長案 災害対策見直し求める

算のあり方を検証するべきは鈍い。

は28日、「地下神殿」、
呼ばれる埼玉県の首都開拓
外郭放水路を視察し、
力年計画の延長に言及し
た。二階氏も17日、旧田
主党政権が一時、事業の
中止を検討した群馬県不
ハツ場ダムを視察し、野
党との立場の違いを強調
した。

ただ公共事業や少子高
齢化に伴う社会保険費の
拡大などで、20年度当初
予算は19年度に継ぎ10
0兆円を超える可能性が
ある。19年度末の公債残
高も約900兆円と平成
の間に5倍超に増えた
が、歳出削減に向けてそ

と、18年度補正予算だけでなく、19年度の当初予算にも特別枠が設けられた。20年度当初予算に国土強靭化の対策費が上される見込みで、補正予算にとどまらない予算措置がとられた。

の国民的理解が欠かせない。土地の管理のための新たな争いを担う居住地や土地所有権の制限などは、ある程度やむを得ないという含意である。

これには「地方切り捨て」との批判も出る。だがインフラの維持は限界に近く、人が住む国土の縮小は避けられない。社会保障改革と同様、国への持続に必要だとメルセージを発し、国民的含意を取り付けるのが政治的役割だ。

19年は戦後の国土計画の策定とされる新全国総合開発計画(新企画)から50年になる。建設官僚で「ミスター・全総」と呼ばれた下河辺淳氏は、「国土計画は時の政府の国土に対する夢である」として有力政治家の懐に飛び込んだ。

中外時評

論説委員 斎藤 徹弥

兵庫県の淡路島から船で10分ほど。ハモ漁で知られる沼島（ぬしま）に渡るべく、船着き場に戦後間もない島を空撮した写真がある。小高い山の頂近くまで段々煙が広がっているのが印象的だ。周囲10kmの島に当時3000人が住み、食糧増産のため開墾が進んでいた。

山は今、かつて畑だったとは想像できないほど背々している。島の人口は400人あまりになった。不動産問題を中心に詳しいオガガ研修の牧野弘代表は、「人口減少で使われなくなったり土地が自然に返る象徴的な光景だ」と話す。

沼島で観光案内をする小野山藤さんは「数年前にイノシシが島に渡ってきて耕作放棄

に拍車をかけた」と言ひ。いつたん畑が荒らされるる高齢農家の耕作放棄が一気に進むため、鳥獣との緩衝地帯になる里山の管理が重要ななる。牧野氏は「管理すべき土地と自然に返す土地を色分けした国土のグランドデザインが必

要だ」と指摘する。

国土交通省の国土審議会は、月内にも2050年までの国土の姿を描き直す作業を始める。50年の推計人口は1億1920万人。^{1*}四方に区切ると、50年には住む人がいることとなる地域が全国の2割近くになる。

「国土縮小計画」

する議論も国土審議会でなされている。しかしそれで本当に國土を守つていけるのか、なお信が持てない。

人のいらない地域はぼづんぼづんと空く sponge の穴のように増える。幽抜けの宅地をまとめる立地適正化計画に取

になる。これを前提に2年かけて長期展望をつくり、次の国土地計画に反映させる。

焦点は、人の住まなくなつた土地をどう管理していくかだ。所有者不明の土地問題など個別の対策は進みつつある。放棄された土地を管理

り組む自治体が多いが、成績は乏しい。住民への配慮から思い切った策に踏み切れない首長や、建約を守たう一方で郊外の住宅建設を認める自治体が少なくないためだ。空き家が増え続ける中で新築を建て続ける住宅政策も矛盾を抱える。中古住宅の流通を促しつつ、新築への手厚い税優遇をやめない。「住宅は景気対策の側面がある。不動産業界への影響もある」と国交省幹部の曲切れは悪い。ドイツは住宅政策を新築がら中古にシフトし新築業者が「人がいなくなる國土をどう管理するのか」という課題へ

苦境に陥った。だがリフオームが盛んになり、建物の資産価値は日本のようく25年でゼロにはならない。日本も首長のマンション販売は古が新築を手回すようになった。「若い人は新築にこだわらない。住宅政策を転換する時機」

の国民的理解が欠かせない。土地の管理のための新たな責任を負担し、居住地や土地所有権の制限などは、ある程度やむを得ないという同意である。

これには「地方切り捨て」との批判も出る。だがインフラの維持は限界に近く、が住む国土の縮小は避けられない。社会安全保障改革と同様、国の持続に必要だとメッセージを発し、国民的合意を取り付けるのが政治的役割だ。

19年は戦後の国土計画の第1回とされる新企画から50年になる。建設官僚でミスター「全縦」と呼ばれた下河辺淳氏は、「国土計画は時の政府の国土に対する夢である」として有力治家の懷に飛び込んだ。

国土軸を掲げて公共事業を推し進めた新全総は田中角栄首相の日本列島改進論、定住構想をうつた三全総は大平正芳首相の田園都市国雄根とも重なり、国土計画に推進力をもたらした。

政治が国土計画と蜜月だったのは利益分配の時代だったからではある。痛みを伴う不利益の分配が求められる貧困国策を正面から掲げる首相候補も、下河辺氏のようだ。知恵者もまだ見当たらない。

沼島は古事記、日本本紀、國造りが始まった島ともいわれる。近く着手する戦後の日本の国土計画は、いわば「国土縮小計画」にならざるを得ない。新たな国造りに覚悟を決めるときである。

「そりや田中角栄だよ」
政治評論家の田村重信氏はこう語る。
田中元首相は高等学校を卒業し、土木会社を立ち上げた後、政界に進出した立志伝中の人物だ。自民党職員時代に多くの首相と接した田村氏は、「政治家の2世、3世じゃない」。

16日に発足した菅義偉内閣は、報道各社による世論調査の支持率も高く、順調な滑り出しをみせてている。首相は安倍晋三内閣の路線継承を擱けるが、「縦割り行政の打破」など独自カラーも出始めている。歴代首相と比べれば、首相はどのよくなタイプとなるだろうか。有識者3人の話を手掛かりに探つてみた。

(児玉佳子、佐藤侑希、田中将徳)

たたき上げで、田中角栄と一緒に。まさにジャパン一ズドリームを実現した」と話す。

自民党を多角的に分析した「自民党」「一強」の実像の著者、一橋大大学院の中北浩爾教授は「安倍路線が一番近いとは思うが、小泉純一郎路線もかなり意識しているのではないか」と話す。小泉元首相は郵政民営化などの改革路線で高支持率を得た。

菅首相は無派閥で、自民党総裁選の勝利を主導した二階派(志師会)も第4派閥。中北氏は首相の党内基盤の弱さに着目する。首相は総裁選で7派のうち5派の支持を受けたが、中北氏は「派閥を取り込み続けるのは簡単ではない。そ

うが、政治路線となると別

見方もある。

× × ×

外交スタイルはどうか。首相が7年9ヶ月務めた官房長官は海外出張の機会が多く、外交では安倍氏の陰に隠れがちだった。著書『官邸外交』などで歴代政権の外交を分析した国際大の信田智人教授は、菅外交は「未知数」と語りながらも、官房長官として各国の駐日大使と付き合った経験が生きると考える。

政治スタイルが似通っていると指摘するのは橋本龍太郎元首相だ。信田氏は首相と橋本氏の共通点について「官僚を操る術にたけて、行政改革に力を入れている」と指摘する。首相は「縦割り行政打破」の象徴的政策としてデジタル庁設置を掲げている。橋本氏も金融改革や省庁再編に取り組んだ。信田氏は「新しい分野に切り込む部分で、デジタル庁は金融ビッグバンに相当するのではないか」と語る。

首相が政治の師と仰ぐ梶山静六氏は橋本内閣で官房長官を務めた。首相と橋本氏が重なるのは当然かもしれないが、無派閥の首相は自民党の歴史の中で事実上初めてだ。新たな「首相像」を示すことができるか。

有識者に聞く

たたき上げ「角栄氏」

世論追い風「小泉氏」

官僚を操る「橋龍氏」

菅氏歴代首相に例えると



う考えると世論を意識して改革路線を打ち出すのでは」と分析する。

ただ、郵政民営化を突破口にし

た財政投融資改革や国と地方の

「三位一体の改革」など大掛かりな

改革を進めた小泉氏と異なり、菅

首相はデジタル庁設置や携帯電話料金の引き下げなど国民にとって身近なテーマに力点を置く。中北

氏は「小泉政権のように体系的に改革路線を打ち出すかは疑問だ。

安倍政権と小泉政権の中間くらいでやるものではないか」と話す。

大阪府と大阪市の歩み

- 1889年 市制施行で大阪市が誕生。
特例で府知事が市長を兼任
- 98年 特例廃止で大阪市に市長誕生
- 1925年 合併で人口211万人を突破。
東京市を抜いて日本一に
- 32年 大阪市が権限を強める「特別市制」
を国に求める①
- 33年 市営地下鉄御堂筋線(梅田一心斎
橋間)が開通
- 37年 市中心部を貫く御堂筋が竣工(しゅんこう)
- 45年 大阪大空襲。終戦
- 53年 府議会が府市を一体化する「大阪
産業都」建設を決議
- 55年 府が「大阪商工都構想」提唱
- 56年 政令指定都市制度がスタート。
大阪市が移行
- 70年 大阪万博開催
- 94年 関西空港が開港②
- 2000年 太田房江知事が「大阪都構想」提唱
- 01年 大阪五輪の招致失敗
- 03年 大阪市が「スーパー指定都市」を打ち出す
- 10年 大阪維新の会結成。橋下徹知事が
「大阪都構想」提唱
- 11年 橋下氏が大阪市長に就任
- 12年 都構想の手続きを定めた大都市地域
特別区設置法が成立
- 15年 都構想の賛否を問う住民投票。
反対70万5585票、賛成69万4844票
の僅差(きんさ)で否決。橋下氏が政界
引退表明③
- 18年 2025年の大阪・関西万博の招致決定④
- 19年4月 知事・市長ダブル選で維新大勝。
吉村洋文知事、松井一郎市長に
6月 大阪市で日本初のG20サミット開催
- 2020年
10月12日 2度目の住民投票告示⑤
- 11月 1日 投開票



都構想 再び反対多数

会見する大阪維新の会の松井一郎代表=1日
午後1時2分、大阪市北区、井手さゆり撮影

大阪都構想 住民投票		確定
賛成	反対	
675,829	692,996	

大阪市を廢止して四つの特別区に再編する大阪都構想の是非を問う住民投票が1日行われ、約1万7千票の僅差で反対多数となつた。前回2015年に続く否決だ。大阪維新の会代表の松井一郎市長は23年4月の任期満了で政界を引退すると表明した。当日有権者は220万5730人、投票率は前回を4・48%下回る62・35%だった。

僅差で大阪市存続

松井氏は1日夜に記者会見し、「はじめをつけなければならぬ」と政界を引退する考えを示した。吉村洋文代表代行(府知事)は

「僕が都構想に挑戦することはない」と述べた。維新

は党のリーダーと看板政策の都構想を同時に失った。

松井氏は菅義偉首相との関係が良好で、代表を務め

たが、政権交代による影響で、府と市の権限

は政権に協力的な姿勢もとづいた。今回の結果が国

政にも影響を及ぼす可能性がある。

住民投票では、人口約270万人の大坂市を約60万

~75万人の四つの特別区に再編する制度案への賛否が

問われた。大阪市が持つ都

市開発やインフラ整備など

の権限を大阪府に一元化

し、特別区は教育や子育て

支援など身近な住民サービスにあたる構想。今回の否

決で都構想は廃案となり、大阪市は存続する。

反対派の自民党と共産党

なのは、特別区の財政収支

見通しに新型コロナウイル

スの経済への影響が反映さ

れていないことなどを問題

提起された。賛成派の維新

と公明党は、府と市の権限

が重なり合う「二重行政」

の解消が経済成長につなが

る恐れがあるとして、政令

指定市としての大坂市の存

続を訴えた。賛成派の維新

特別区が收支不足に陥

り、住民サービスが低下す

大都市の新たな将来像を

大阪社会部長
羽根 和人

「住民サービスが低下するのではないか」と案じる市民の声を何度も聞いた。それに対して松井市長はオンラインを含めて住民説明会を前回より大幅に減らし、反対派の主張を丁寧に説明会で取り扱った。本社世マ」と決めつけた。本社世

統を訴えた。説明が「十分でない」と答えた人が割を奪った。説明を尽くさない姿勢が、失速を招いた。大阪社会部長は「住民サービスが低下するのではないか」と案じる市民の声を何度も聞いた。それに対して松井市長はオンラインを含めて住民説明会を前回より大幅に減らし、反対派の主張を丁寧に説明会で取り扱った。本社世

● 強引な再開発、97条補償など供託、地権者は訴訟へ

【札幌市北8西】 北の地、札幌でも強引な再開発が進められている。

日本設計、大成、ダイワハウス、スタークなどが一体で進める事業で、建築敷地は一万一六八〇m²。地主一人に借地が七十数人だという。ここに四階建てのマンション、一四階建てホテル、四階建て業務棟、立体駐車場の四棟を建てる巨大なもの。

都市計画決定が二〇一四年（一六年）変更）、本組合設立認可が一九年六月だが、地権者は「組合理事長が地権者の意向をくみ取らず、コンサル会社と特定業務代行であるゼネコンの意向を優先して組合設立を强行した」として、「計画段階からの見直し」を求め札幌市議会に陳情書を出して

いた。それにもかかわらず再開発は暴走、二〇年三月三一日には権利交換計画決定、権利交換期日、四月七日には地権者に明け渡し請求、補償は供託ということで突き進んできた。つまりかねた地権者が権利交換計画額をめぐり裁決申請、いま「正当な補償とは何か」ということで裁判を起こしているということだ。

（関係者から）またインターネット「リアルエコノミー・RY」などが（ら）

トピックス⑯
区画・再開発通信 No. 610 2020年10月

● 徳島、権利交換計画認可せずの後
徳島市新町西地区の再開発は、首の皮一枚、権利交換計画認可がされなかつたことから中止となつた。その後、再開発組合が徳島市長を相手取り損害賠償を求めた裁判があり、徳島市と再開発組合との間で損害賠償をめぐり訴訟が続いている。再開発組合は、ゼネコンが貸し込んだ六億円の借金を返せず、組合自体の解散もままならない状態だという。しかし権利交換計画がけつきよく認可されず、権利交換期日が到来せず、再開発自体の復活は困難となつていい。中止は既定路線だとのことだ。

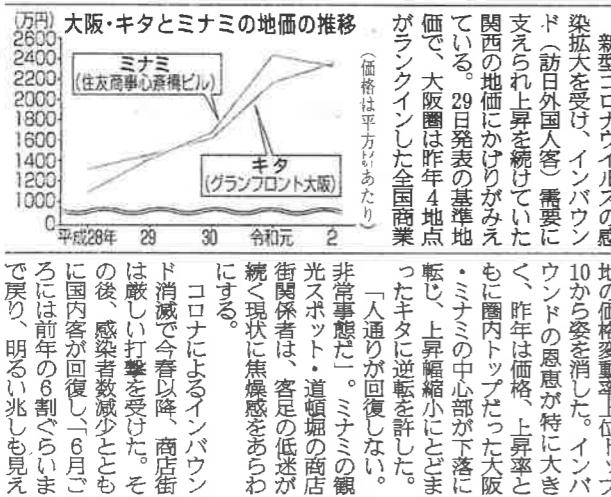
（再開発の項 遠藤哲人）

トピックス⑰

区画・再開発通信 No. 610 2020年10月

基準地価3年ぶり下落

コロナで需要失速



新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インバウンド（訪日外国人客）需要に支えられ上昇を続けていた関西の地価にかけがりがみえている。29日発表の基準地価で、大阪圏は昨年4地点がランクインした全国商業地の中核4市は、今年4月に再び上昇率が大きくなり、オフィス需要などに支えられ、上昇傾向だった。だが、新型コロナが猛威を振るい始めた2年の1月から7月までの調査後半に、地方中核4市以外は下落に転じ、年間の調査結果を押し下げた。

（再開発の項 遠藤哲人）

トピックス⑰

区画・再開発通信 No. 610 2020年10月



（再開発の項 遠藤哲人）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インバウンド（訪日外国人客）需要に支えられ上昇を続けていた関西の地価にかけがりがみえている。29日発表の基準地価で、大阪圏は昨年4地点がランクインした全国商業地の中核4市は、今年4月に再び上昇率が大きくなり、オフィス需要などに支えられ、上昇傾向だった。だが、新型コロナが猛威を振るい始めた2年の1月から7月までの調査後半に、地方中核4市以外は下落に転じ、年間の調査結果を押し下げた。

（再開発の項 遠藤哲人）

（再開発の項 遠藤哲人）